

個人情報保護でまず何をしなければならないか

株式会社 アイライト 内藤 響

1. はじめに

個人情報保護対策というと随分、難しく自社ではとても対策ができないのではないかと考える企業が多いように思われます。本稿では、そのような不安感を払拭するために、個人情報保護とセキュリティ対策について、重要と思われる点について解説しました。

2. 個人情報保護対策はどのような企業が行う必要があるか？

個人情報保護法のもとでは、「保有する個人データが過去6ヶ月継続して5000人分を超えない者は該当しない。」とあります。つまり、所有する個人データが5000件未満の事業者は、個人情報保護法の適用範囲外ということになります。では、5000件未満しか個人データを持たない事業者は、何も対策を行わなくてよいのでしょうか。ここで、注意しなければならないことは、個人情報保護法は国が不正な事業者を罰する法律であり、この法律に関係なく、情報主体（各個人）がプライバシー権を侵害されたなどの理由で、損害賠償を求められる可能性が残るということです。したがって、個人情報を保有するすべての個人情報取扱事業者は、ある程度の対策を考えた方がよいと思われま

3. 個人データの適切な取り扱いのためにまずやらなければならないことは何か？

1) 利用目的を明確に特定し、その範囲内で取り扱う

例えば、携帯電話のストラップをプレゼントするという理由で個人情報を集めた後、その情報を用いて新商品の情報をPRするという行為は利用目的範囲外で取り扱っていることとなります。もし、新商品の情報もPRしたい場合は、その旨の通知かあるいは公表が必要です。また、利用目的を特定しない漠然と集めた情報は、企業のどこに存在しているかということも、おそらく把握できていないでしょう。どこにあるかわからない情報を守るということはできません。したがって、利用目的を特定するということが、すべての対策の最初のステップとなります。

2) 個人データの必要かつ適切な安全管理を図る

安全対策は、「経済的に実行可能な方法」である必要があります。安全対策は、大きく分けて、物（ハード・ウェアやソフト・ウェアなど）で行う方法と人で行う方法があります。本質的には両方を組み合わせることになりますが、費用面で難しければ人系の対策が中心となるでしょう。また、どんな投資をして対策を立ててもそれで100%ということはなく、常に安全対策の見直しを行っていく必要があります。なぜなら、どのような脅威があるかということを考えて安全対策を検討することになりますが、想定していない脅威に対して安全対策は立てようがないからです。

3) 個人情報の取扱いに関する苦情処理、そのための体制を整備する

個人情報を所有する個人情報取扱事業者は、その情報が自社のものであると認識している企業もあるようですが、個人情報の所有者は当然、その個人であり、個人情報取扱事業者は、個人情報を各個人から預かっているだけです。つまり、個人情報を持つ権利者から

の要望に関しては、原則的には対応しなければなりません。また、各種の要望に対応するための問い合わせ窓口などを設置する必要があります。

4 . おわりに

個人情報保護や情報セキュリティ対策についての情報を順次、<http://www.ai-light.com> にて公開する予定ですので、そちらの方もご参考ください。